

新旧対照表

店頭外国為替証拠金取引説明書（法人）

新 版	旧 版
<p>目次</p> <p>本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき顧客に情報提供するもので、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。</p> <p>8.電磁的方法による情報提供の種類</p> <p>お客様が電磁的方法による情報の提供を受ける場合は、金融商品取引法等により電子交付等による情報の提供が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面等とします。</p> <p>(1) 取引システム</p> <p>① 約定取引明細(契約締結時交付書面)</p> <p>② 注文履歴明細</p> <p>③ 入出金明細</p> <p>④ スワップ明細表</p> <p>⑤ 金融商品取引年間報告書</p> <p>⑥ 金融商品取引報告書</p> <p>⑦ 月間取引報告書(未決済ポジションの部, 入出金明細の部, 取引明細の部)</p> <p>⑧ 証拠金残高・未決済ポジション状況</p> <p>⑨ 重要な内容の変更の通知</p> <p>⑩ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書</p> <p>(2) 電子メール</p> <p>① 約定通知メール</p> <p>② 入出金に係る報告書(入出金のお知らせ, 受領書等)</p> <p>③ 重要な内容の変更の通知</p> <p>④ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書</p> <p>(3) ホームページ</p> <p>① 店頭外国為替証拠金取引約款・規定集(契約締結前交付書面)</p> <p>② 店頭外国為替証拠金取引説明書(契約締結前交付書面)</p> <p>③ 取引要綱</p>	<p>目次</p> <p>本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。</p> <p>8.電磁的方法による交付書面の種類</p> <p>お客様が電子交付等を利用できる書面等は、金融商品取引法等により電子交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面等とします。</p> <p>(1) 取引システム</p> <p>① 約定取引明細(契約締結時交付書面)</p> <p>② 注文履歴明細</p> <p>③ 入出金明細</p> <p>④ スワップ明細表</p> <p>⑤ 金融商品取引年間報告書</p> <p>⑥ 金融商品取引報告書</p> <p>⑦ 月間取引報告書(未決済ポジションの部, 入出金明細の部, 取引明細の部)</p> <p>⑧ 証拠金残高・未決済ポジション状況</p> <p>⑨ 重要な内容の変更の通知</p> <p>⑩ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書</p> <p>(2) 電子メール</p> <p>① 約定通知メール</p> <p>② 入出金に係る報告書(入出金のお知らせ, 受領書等)</p> <p>③ 重要な内容の変更の通知</p> <p>④ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書</p> <p>(3) ホームページ</p> <p>① 店頭外国為替証拠金取引約款・規定集(契約締結前交付書面)</p> <p>② 店頭外国為替証拠金取引説明書(契約締結前交付書面)</p> <p>③ 取引要綱</p> <p>④ 取引要綱詳細</p>

- ④ 取引要綱詳細
- ⑤ 重要な内容の変更の通知
- ⑥ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書

9. 電磁的方法による情報提供の方法

当社からの情報の提供を電磁的方法で受けることに承諾する場合は、その旨を電磁的方法(オンライン口座開設時)にて同意して下さい。

前条(1)の書面は、当社の使用に係るサーバー内に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに記録されている記載事項をお客様の閲覧に供する方法とします。

前条(2)の書面は、当社の使用に係るサーバーを通じて記載事項を送信し、お客様等が契約しているデータセンター等に備えられたメールサーバーに当該記載事項を記録する方法とします。

前条(3)の書面は、当社のホームページからリンク等により接続される閲覧ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法とします。

上記書面は、Portable Document Format (以下「PDF」という。)若しくは Hyper Text Markup Language (以下「HTML」という。)の形式により提供します。

なお、PDF 形式による対象書面の記載事項をご覧いただくために、予め最新の PDF 閲覧用ツールをご用意ください。

お客様は、電磁的方法に代えて郵送による書面の交付を請求することができます。ご請求いただく際は、書類作成送料(1送付当たり2,200円(税込み))が必要となります。

令和8年3月1日改定

- ⑤ 重要な内容の変更の通知
- ⑥ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書

9. 電磁的方法による交付の方法

当社からの書面の交付を電磁的方法に代えて受けることに承諾する場合は、その旨を書面または電磁的方法(オンライン口座開設時)にて同意して下さい。

前条(1)の書面は、当社の使用に係るサーバー内に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに記録されている記載事項をお客様の閲覧に供する方法とします。

前条(2)の書面は、当社の使用に係るサーバーを通じて記載事項を送信し、お客様等が契約しているデータセンター等に備えられたメールサーバーに当該記載事項を記録する方法とします。

前条(3)の書面は、当社のホームページからリンク等により接続される閲覧ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法とします。

上記書面は、Portable Document Format (以下「PDF」という。)若しくは Hyper Text Markup Language (以下「HTML」という。)の形式により提供します。

なお、PDF 形式による対象書面の記載事項をご覧いただくために、予め最新の PDF 閲覧用ツールをご用意ください。